

令和8年度十和田市小中学生全国大会等選手派遣補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は市内の小学校又は中学校に在籍し、市内に住所を有する児童生徒(以下「子ども」という。)の文化活動及びスポーツ活動の振興を図るため、県大会等で優秀な成績を上げ、全国大会等に出場する子どもを派遣する団体に対し、予算の範囲内において令和8年度十和田市小中学生全国大会等選手派遣補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則(平成17年十和田市規則第66号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 小学校又は中学校
- (2) スポーツ少年団又はスポーツクラブ
- (3) 文化活動を行う団体

(補助対象大会)

第3条 補助金の交付の対象となる大会(以下「補助対象大会」という。)は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開催される次の各号のいずれかに該当する大会のうち、別表第1に定めるもの(市内で開催される大会を除く。)とする。

- (1) 県大会で優秀な成績を収めたことにより出場権を得た東北地区規模若しくはそれに準ずる規模の大会(以下「東北大会」という。)又は全国規模の大会(以下「全国大会」という。)
- (2) 東北大会又は全国大会であって、当該大会の規程等に基づき推薦又は選抜により出場するもの
- (3) 直近に出場した東北大会若しくは全国大会で概ね3位以上又は直近に出場した県大会で1位の成績を収め、予選を要せずに出場する全国大会

(4) その他教育長が特に認める大会

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度十和田市小中学生全国大会等選手派遣補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて大会が開催する日の前日までに教育長（補助金の額が100万円以上の場合にあっては、市長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると教育長が認めるときは、この限りでない。

(1) 収支予算書（様式第2号）

(2) 補助対象大会の開催要項

(3) 大会参加者名簿（様式第3号）

(4) 予選の大会の開催要項及び当該大会の成績がわかる書類

(5) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和8年度十和田市小中学生全国大会等選手派遣補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更申請等)

第7条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたことにより、事業内容を変更しようとするとき、又は補助事業を廃止しようとするときは、令和8年度十和田市小中学生全国大会等選手派遣事業計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）を教育長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 災害その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助対象者が、その責めに帰すべき事情によらないで補助事業等を遂行す

ることができない場合

- (3) その他補助対象者において補助事業等に要する経費の20パーセントを超える増減により経費の配分の変更をしようとする場合

2 教育長は、前項の承認をしたときは、令和8年度十和田市小中学生全国大会等選手派遣事業計画変更（中止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日（前条の規定により補助事業を廃止したときは、廃止の日）から30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度十和田市小中学生全国大会等選手派遣補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 事業費精算書（様式第9号）
- (3) 大会参加者名簿（様式第3号）
- (4) 領収証等補助対象経費の支払を証明するものの写し
- (5) その他教育長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 教育長は、前条の報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等の内容を審査し、令和8年度十和田市小中学生全国大会等選手派遣補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に概算払の方法により補助金等の全部又は一部を交付することができる。

（補助金の請求）

第11条 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市

小中学生全国大会等選手派遣補助金請求書（様式第11号）を教育長に提出しなければならない。ただし、概算払の方法によるときは、令和8年度十和田市小中学生全国大会等選手派遣補助金概算払請求書（様式第12号）によるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月3日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	補助対象大会
スポーツ大会	(1) 文部科学省等又は教育委員会が主催し、又は後援する大会 (2) 東北中学校体育連盟若しくは日本中学校体育連盟又はその加盟団体が主催する大会 (3) 日本スポーツ協会又は都道府県の体育協会に加盟している団体が主催し、又は共催する大会
文化大会	文部科学省等又は教育委員会が主催し、又は後援する大会

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費	補助金の額（登録選手 1 人につき）
子ども（大会に出場登録される子ども（この表において「登録選手」という。）に係る交通費及び宿泊費	(1) 全国大会にあつては補助対象経費の合計額に 3 分の 2 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）又は 50,000 円のいずれか低い額以内の額 (2) 東北大会にあつては補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）又は 20,000 円のいずれか低い額以内の額

備考

- 大会主催者、競技団体その他団体から、大会の参加に係る交通費又は宿泊費へ充てることを目的とした助成金の交付を受けたときは、当該助成金の額を補助対象経費から控除するものとする。
- 交通費は、補助対象者の住所（団体で移動する場合は、補助対象者の集合場所）から大会開催地まで、最も経済的な通常の経路及び方法に基づく移動に要する経費とし、大会出場に必要なと認められるものに限る。ただし、

旅行目的地内での移動に要する経費を除く。

- 3 宿泊する場合は、大会出場に必要なと認められる最小限の日程とし、宿泊費は、1人1泊につき1万円を上限とする。ただし、宿泊に伴う食費及び諸雑費を除く。
- 4 全国大会が、東北地方で開催される場合の補助金の額は、東北大会の金額とする。
- 5 全国大会及び東北大会が、青森県内で開催される場合は、宿泊費を伴う場合のみ補助対象とする。
- 6 登録選手が複数の場合は、登録選手1人当たりの補助金の額に、登録選手人数を乗じて得た額を、補助金の額とする。